

平成 23 年 11 月 28 日開会

第 3 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
11月28日(月)	
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	6
議案審議(議案第65号)	5

平成 23 年 11 月 28 日 美波町議会第 3 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	7 番	北山 朝彦	9 番	岩瀬 公
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 欠席議員は次のとおりである。

7 番	丸龍 孝敏	8 番	向山 篤宏	10 番	坂口 進
-----	-------	-----	-------	------	------

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政策調整監	草野 裕作	産業振興課長	今津 秀貴
消防防災課長	武田 和幸	水 道 課 長	栗林健二郎
住 民 室 長	花木美名子	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	教育総務・改革課長	海司 広幸
社会教育課長	岩瀬 和夫	子どもセンター長	藤井 隆司

1、会議事件は次のとおりである。

議案第 65 号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

11月28日(月)

(時に 09時12分)

議

長 おはようございます。本日平成23年第3回美波町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多忙の折り、ご出席くださいますして、ありがとうございます。

ただ今の出席議員は10名です。これより平成23年第3回美波町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名者議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。11番寺下議員、12番新開議員兩名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由説明を議題といたします。本臨時会に提出されております議案は議案第65号の1件であります。町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。日毎に寒気が加わる時節となりました本日、平成23年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきまして、ご審議を賜りますこと、誠にありがたく存じているところでございます。

さて本臨時議会で提案しご審議賜ります議案は、本年度の人事院勧告を実施することによる給与条例等の一部改正議案1件でございます。

議案第65号の「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」でございますが、改正点は大きくは2点ございます。

1点目は、人事院勧告に基づく給与改定であります。本年9月に発表されました平成23年度の人事院勧告は、東日本大震災の影響により、勧告の基礎となる民間給与の実態調査が、2ヵ月遅れて、岩手県・宮城県・福島県を除き実施されました。そ

の結果、厳しい民間の情勢を反映し、公務と民間の給与を比較しますと、月例給については公務が民間を上回っていたため、その民間給与との均衡を図るため、月例給で0.23%引き下げる内容となっております。一方、特別給については、民間が公務を0.037月分上回っていましたが、東北3県の厳しい経済状況を鑑み、特別給の改定は見送られております。このことから、本町におきましても人事院勧告に準じて給与を引き下げるものであり、3年連続の引き下げとなっております。

2点目は平成18年に実施された給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給補償について、平成24年度は1/2を減額し、平成25年度には廃止するものであり、給与と同じく人事院勧告に準じた改定であります。

なお、給与に関する一部改正につきましては、4月から改定の実施までの期間に係る較差相当分を12月の期末手当の額で減額調整するため、期末手当支給までに条例改正を行う必要があることから臨時議会を招集させていただいたところでございます。

議案の詳細につきましては、担当課長からご説明をいたさめますのでご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。町長提案理由の説明といたします。よろしく願います。

議 長

町長提案理由の説明が終了しました。

日程第4 議案第65号を議題とします。当局の説明を求めます。

総務企画課長
議 長

総務課長

(議案第65号の説明をする)

説明が終了しました。質疑を行います。

12番議員

新開議員

美波町職員の給料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、町長にひとことお聞きしお願いを申し上げます。

今回の給与改正に対する条例は、国・県・町とそれぞれ給与改正に取り組んでおりますが、美波町には先ほど町長ならびに総務課長からお話がありました、人事委員会より給与改正の指導があったと思っておりますが、昨年と今年度で3年続いている給与に関する条例改正だと思っております。このような職員の給与改正において、本町には職員組合があり、町と組合の話し合い、妥決してこそ条例の改正をするべきだと思いますが、妥決されたのか、また組合幹部といつ話合ったのか、末端の全職員は知らな

いと言っているし、組合幹部に聞くと急に話があり、土曜日・日曜日をまたいでいたので連絡の仕様が無かったと聞いており、このような妥決もしない一方的な進め方では今後いろいろな問題が生じると思いますが、町長はどのように考えているのかお聞かせください。

議 長
総務企画課長

総務課長

新開議員さんのご質問にありました組合との協議でございますけれども、ちょっと日にちは定かではないですけれども、給与に関しましては2回の交渉をしたと思います。それで最終の協議につきましては先ほど申しられた先週ですね、金曜日の夕方、勤務時間が終わってから委員長を含めて今回の給与改定についてご説明をさせていただきました。

経過については以上でございます。

議 長
1 2 番 議員

新開議員

先ほど総務課長からお話がありましたように、非常に職員まで、末端まで話ができないと、末端の職員は理解できないところもあるかもわかりませんし、またいろいろ質疑があるかも分かりませんが、できることならば早めにこういう状態を職員に設定していただき、妥決に向けてお互いに町、もしくは職員組合の中での妥決を見出した中での進め方を進めて欲しいと思います。以上です。

議 長
町

町長

今、新開議員さんの方からご提言のあったことですが、職員給与につきましては職員組合と事前にそのような協議といたしますがするようになっておりまして、時期的にも押し迫ったということは事実でございますが、今回の人事院勧告、例年このような時期になる訳なんですけれども、従来より美波町にとりましては町村全部みな一緒ですけれども、人事委員会をおいておりませんので、従来より人事院勧告をもとにして、準拠にしてといたしますか、準じてしてきた経緯がございます。その中で職員組合の結成率も100%でございますので、組合に入られている方と非組合がいらっしゃいますので、組合を通じて全職員にその情報が行くかといったらそうでもございません。そのようなかたちで慣例によって人事院勧告に準じて行っているところがございますから、職員の方でも人事院勧告自体は今年は9月にずれ込みましたけれども、従前ですと8月に発表されまして、情報は得ているのかなぁと思っております。今回特に協議といたしますか、内部でも相談いたしました

のは、この現給補償の件でございまして、国の人事院勧告と徳島県の人事院委員会の勧告がそれぞれ内容が異なっております。県下の市町村によりまして、どちらを準拠にしてこの条例改正をするかというのもまちまちでございました。そういうこともありまして、私共の方といたしましては近隣の町村の動向でありますとか、県下の町村の動向、そういったものを調べる必要がありましたので職員組合との協議、それから回答が遅くなったのは事実でございしますが、そのような事情もございまして最終的には人事院勧告、従前どおりの人事院勧告を採用させていただいたということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長

他にございませんか。

山本議員

1 4 番 議 員

月例給で0.3%下げるということでございますが、12月の期末手当で減額をしていくということでございますが、本町での総額はどのくらい減額になるのかお聞きします。

議 長

総務課長

総務企画課長

今回の給与改定によりまして23年度の影響額でございますけれども、総額で130万円程度の減額となっております。以上です。

議 長

他に。

永本議員

5 番 議 員

今あのおう新開議員は、職員組合の委員長はそういう話を聞いとらんとっておられますし、総務課長は話をしましたと、どっちが本当なんかはっきりしていただきたいと思います。

それともう1点はミスプリント、17ページの一番下の医療食給料表、職の字が間違っております。訂正してください。

議 長

総務課長

総務企画課長

失礼しました。17ページの表の一番下の医療職の職の字が間違っておりましたので、ご訂正をよろしくお願いしたいと思います。

それと先ほど新開議員さんのご質問の中の職員組合の委員長との相談につきましては、先週の金曜日に行っておりますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

議 長

よろしいですか。

他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 65 号美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。以上で本臨時会の会議に付託された事件は全て終了しました。本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成 23 年第 3 回美波町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に 09 時 36 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 23 年 12 月 7 日

美波町議会議長 川 尾 伸 哉

議会議員 新 開 悦 博

議会議員 寺 下 博 子